一～四　［略］

五　動作周波数が三一・八ギガヘルツ以上の真空電子デバイスの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

第二十条　［略］

2　外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三　加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

四　［略］

五　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六　侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

七　［略］

第二十一条　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

二の二　第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三　第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するものの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

四～六　［略］

七　第八条第九号から第十一号まで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

八　［略］

八の二　第八条第九号から第十一号まで又は次号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

九　プログラムであって、第八条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものにあっては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。）

十　削除

一～四　［略］

五　動作周波数が三一・八ギガヘルツ以上の電子管の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

第二十条　［略］

2　外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三　加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

四　［略］

五　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六　侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

七　［略］

第二十一条　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

二の二　第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三　第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

四～六　［略］

七　第八条第九号から第十号まで若しくは第十二号又は第一項第九号若しくは第十号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

八　［略］

八の二　第八条第九号から第十号まで若しくは第十二号又は第一項第九号若しくは第十号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

九　プログラムであって、第八条第九号、第十号又は第十二号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）

十　前号に該当するものを検定するためのプログラム（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）